

チャレンジふくしまプロジェクト（県内クリエイターと連携した情報発信事業） 公募型プロポーザル実施要領

1 業務

チャレンジふくしまプロジェクト（県内クリエイターと連携した情報発信事業）

2 業務概要

県内で活躍するクリエイターのクリエイティブ力の向上を図るとともに、実践として「ふくしまの今と魅力」を発信する質の高いクリエイティブ（情報発信ツール）を制作し、それらを活用して情報発信に取り組むことにより、本県の正確な情報や魅力を県内外、さらには国外に向けて強力に発信し、風評払拭と風化防止、本県のブランド力向上を図る。

3 業務仕様

（1）県内クリエイター人材の募集及び育成等

ア 本事業によりクリエイティブ力を高め、福島県及び福島県クリエイティブディレクターと連携して本県の「今と魅力」の発信に積極的かつ真摯に取り組むことができる県内のクリエイター人材を広く募集すること。

イ 県内クリエイター人材のクリエイティブ力向上に向けた指導及び情報発信ツールの制作と発信に係る助言を行う適切な人材を広く集めること。

ウ 県内クリエイター人材のクリエイティブ力を高めるための企画（講義等）を実施すること。

※ 県内クリエイター人材は、福島県所在の事業所（大手企業の県内営業所を含む）に所属するクリエイターや福島県で活動するフリーランスのクリエイターで、実務経験を有し、本事業に積極的かつ真摯に取り組む者を対象とする。

※ 指導及び助言を行う人材は4～5名程度とし、各講師に対して適切な人数の県内クリエイター人材が師事する体制を想定すること。

※ 指導及び助言を行う人材の報酬については、原則として指導・助言1回につき28,300円（税込）以内を想定すること。

（2）開講式・閉講式の開催

開講式及び閉講式を企画・開催すること。

（3）県内クリエイター人材と連携した情報発信

ア 県内クリエイター人材が、指導・助言に基づき、本県の今と魅力を発信する情報発信ツールを制作すること。

イ 制作した情報発信ツールを活用し、効果的な手法を用いて情報発信を行うこと（必要に応じて、本事業の令和4・5年度の成果も活用すること。）。

ウ 本事業の成果等を取りまとめた特設ウェブサイト（またはそれに準ずるもの）を制作し、広く発信すること。

4 委託期間

契約日から令和7年3月31日（月）まで

5 見積限度額

60,568千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

6 参加資格

企画提案書を提出する者（以下「提出者」という。）に必要な資格（以下「参加資格」という。）は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 本実施要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。（国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

7 スケジュール

- (1) 質問書の提出期限
令和 6 年 3 月 8 日（金）午後 5 時
- (2) 質問書に対する回答期限
令和 6 年 3 月 12 日（火）
- (3) 参加申込書の提出期限
令和 6 年 3 月 15 日（金）午後 5 時
- (4) 企画提案書等の提出期限
令和 6 年 4 月 2 日（火）午後 5 時

- (5) 審査結果の通知
令和6年4月12日(金)
- (6) 契約締結
令和6年4月中旬予定

8 手続に関する事項

(1) 質問等の受付

本プロポーザルの実施要領に関し質問がある場合は、「質問書」(様式第1号)に記入し、以下により提出すること。

ア 受付期間

令和6年3月8日(金)午後5時まで(必着)

イ 提出方法

広報課(kouho@pref.fukushima.lg.jp)へ電子メール(件名:「質問書(県内クリエイターと連携した情報発信事業)」により提出すること。電子メールの送信後は送信した旨を電話連絡し、着信確認を行うこと。なお、電話による質問は受け付けない。

ウ 回答

質問に対する回答は、令和6年3月12日(火)までに、福島県のホームページに掲載する。なお、個別の回答は行わない。

(2) 参加申込書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加申込書」(様式第2号)を以下により提出し、参加資格の確認を受けること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

ア 提出期限

令和6年3月15日(金)午後5時まで(必着)

イ 提出方法

広報課(kouho@pref.fukushima.lg.jp)へ電子メール(件名:「参加申込書(県内クリエイターと連携した情報発信事業)」により提出すること。電子メールの送信後は送信した旨を電話連絡し、着信確認を行うこと。

ウ 参加資格の確認

広報課において参加申込書の内容及び参加資格の確認を行い、その結果を令和6年3月19日(火)までに電子メールで通知する。

(3) 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加申込書」(様式第2号)の提出を行った上で、企画提案書等を以下により提出すること。

ア 提出期限

令和6年4月2日(火)午後5時まで(必着)

イ 提出方法

広報課へ郵送又は持参により提出すること。

※持参による提出の受付時間は、県庁開庁日の8時30分から午後5時15分までとする。ただし、令和6年4月2日(火)は午後5時までとする。

※電子データによる提出は受け付けない。

ウ 提出書類

次の書類を提出先に提出すること。

- (ア) 企画提案書（様式任意。ただし、日本産業規格A4判／横様式／両面長辺綴じ） 8部
- (イ) 付属資料
 - a 会社概要（様式第3号） 8部
 - b 費用見積書（様式任意・A4判） 8部

9 企画提案書の記載内容

提出する企画提案書には以下の内容を記載すること。

- (1) 与件の整理

本県が置かれた現状及び課題について整理し記載すること。
- (2) 事業の概要

提案する事業の概要を記載すること。
- (3) 事業の内容

事業全体のスキーム・考え方を「3 業務仕様」に準じた内容で記載するとともに、次の内容を含めること。

 - ア 「3（1）県内クリエイター人材の募集及び育成等」について
 - (ア) 本事業に相応しい県内クリエイター人材の募集方法。
 - (イ) 県内クリエイター人材に対して指導及び助言を行う適切な人材の候補者及び県クリエイティブディレクターとの連携方法。
 - (ウ) 県内クリエイター人材のクリエイティブ力を高め、質の高い情報発信ツールを制作するための企画（講義等）の実施方法。
 - (エ) 上記実施に係る適切な募集人数の規模や具体的な実施場所、その他企画を円滑かつ効果的に進めるための仕組み等。
 - イ 「3（3）県内クリエイター人材と連携した情報発信」
 - (ア) 県内クリエイター人材による情報発信ツールの制作イメージや制作方法。
 - (イ) 制作した情報発信ツールを活用した効果的な情報発信の手法。
 - (ウ) 本事業の成果等を取りまとめて発信する特設ウェブサイト（またはそれに準ずるもの）の内容
- (4) 自由提案

本事業の効果を更に高めるような企画がある場合は、自由に提案すること。
- (5) 業務実施体制

本事業の実施体制について、人員配置計画や役割分担、再委託の有無等を含めて記載すること。
- (6) 業務スケジュール

本事業で想定される年間スケジュールを記載すること。

10 企画提案書の審査方法、評価基準

- (1) 審査方法

県が設置する「プロポーザル審査委員会」により、提案者から提出を受けた企画書を書面審査により評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定する。

(2) 審査基準及び配点

審査項目	配点	評価基準
県内クリエイター人材の募集及び育成等	40	<ul style="list-style-type: none">・本事業に積極的かつ真摯に取り組み、本県の情報発信に貢献できる県内クリエイター人材を広く募集できる方法であるか。・指導及び助言を行う人材は適切か。また、クリエイティブ力を高め、質の高い情報発信ツールを制作することが可能な企画（講義等）となっているか。・募集人数の規模や企画の実施場所は適切か。また、企画を円滑かつ効果的に進める仕組みとなっているか。
県内クリエイター人材と連携した情報発信	40	<ul style="list-style-type: none">・本事業に参加した県内クリエイター人材が質の高い情報発信ツールを制作できるか。・制作した情報発信ツールを活用して効果的な情報発信ができるか。・特設ウェブサイトは発信力を期待できるか。
自由提案	5	<ul style="list-style-type: none">・クリエイター人材の募集や育成等、情報発信について、より効果を高める自由提案があるか。
業務スケジュール	5	<ul style="list-style-type: none">・業務を確実に遂行できるスケジュールになっているか。
業務実施体制	5	<ul style="list-style-type: none">・県クリエイティブディレクターや県内クリエイター人材、指導・助言人材との調整等が適切に実施できる体制か。
費用見積	5	<ul style="list-style-type: none">・企画内容に対して妥当な見積額か。

(3) 結果の通知

審査結果は、プロポーザル審査参加者全員に通知するとともに、福島県のホームページに掲載する。

11 企画提案書を失格等とする事項

(1) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 本実施要領に示す条件に違反した場合。

イ 虚偽の内容が記載されている場合。

ウ 同一の者が2つ以上の提案書を提出した場合。

エ 契約までの間に、企画提案書で提示した業務実施体制に記載した担当者が本業務に携わることが困難になった場合。ただし、病気、事故等、やむを得ない事情があり、かつ同等の業務実施体制を構築できると認められる場合は除く。

オ その他、あらかじめ県が指示した事項に違反した場合。

(2) 辞退

「参加申込書」（様式第2号）を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

(3) 費用負担

プロポーザル参加に要する経費等は、提案者の負担とする。

12 契約等に関する事項

(1) 業務変更・中止

本業務は、令和6年度当初予算により執行するものであることから、今後の福島県議会での審議及び交付金の交付決定等により変更・中止となる場合がある。なお、このことに伴い、本プロポーザル参加者又は業務委託予定者に損害が生じても、その損害について県は一切負担しない。

(2) 業務仕様書

業務仕様書は、業務委託予定者の企画提案書を反映して作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と業務委託予定者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。

この場合において、委託契約候補者との協議が整わなかった場合は、審査結果が次点の者を業務委託予定者とする。

(3) 契約の締結

福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約の手續に基づき、業務委託予定者より見積書を徴取し、予定価格の範囲内であれば契約を締結する。

(4) 契約保証金について

業務委託予定者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、福島県財務規則第229条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(5) 契約に関する条件等

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に県と協議して了承を得ること。

また、企画提案書に基づく委託業務を履行できなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は契約相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求を行うことができる。

(6) 権利

ア 本成果品の著作権は、翻案権、映画化権その他の翻案権を含む（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）全ての著作権が福島県に譲渡され、期間を定めず福島県に利用許諾がなされるものとし、提案者は著作者人格権の行使をしないものとする。また、成果品の部分を構成する著作物（イラスト・写真等）についても原則として同様の扱いとし、

必要に応じて協議するものとする。

イ 本成果品は、県が適当と認めたウェブサイト、イベント、各種メディア、デジタルサイネージ等での公開を行う場合がある。県が二次使用するに当たり、第三者の有する著作権、その他の権利を侵害することのないよう、制作に当たっては必要な許諾を得ること。

(7) 関係書類の整備

受託者は委託業務に係る会計を他の業務に係る会計と区分して経理するとともに、会計関係帳簿等の本業務に係る書類を一定期間保存すること。

13 事務局

福島県総務部広報課 担当：飛田

電話 024(521)7124 FAX 024(521)7901

メール kouho@pref.fukushima.lg.jp